

グリーン購入（印刷役務）におけるVOC排出抑制の取組強化

グリーン購入について

- 国及び独立行政法人等の公的部門における環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）の調達の推進や、情報の提供などを図り、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を図ることを目的として、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が整備されている。
- 法に基づき、国等が環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本方針を定めて、重点的に調達を推進すべき環境物品等（特定調達品目）の種類やその判断の基準等を示している。
- 特定調達品目やその判断の基準等については、毎年度、提案募集を行うとともに、パブリックコメントを行って、見直しをしている。
- 提案募集については、物品・役務と公共工事に分けて行われている。
- 基本方針に基づき、各省各庁の長等は、毎年度、調達の目標等を定めた調達方針を作成・公表し、調達を推進している。
- なお、法において、地方公共団体および地方独立行政法人についても、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めることとされている。

基本方針におけるVOC排出抑制に係る基準の強化

○ 平成31年2月の基本方針の見直しにおいて、役務分野の「印刷」について、オフセット印刷工程におけるVOC発生抑制に係る基準が強化された。

グリーン購入基本方針におけるオフセット印刷に係るVOC発生抑制に係る基準

(今回追加された内容には下線を付している)

次のいずれかの対策を講じていること

- ・水なし印刷システムを導入していること。
- ・湿し水循環システムを導入していること。
- ・VOC対策に資する環境に配慮した湿し水を導入していること。
- ・自動布洗浄を導入している。又は自動液洗浄の場合は循環システムを導入していること。
- ・VOC対策に資する環境に配慮した洗浄剤を導入していること。
- ・廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等のVOCの発生抑制策を講じていること。
- ・輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理していること。

VOCの排出抑制に配慮して印刷した製品であることを示す環境ラベル

グリーンプリンティング
認定制度



GREEN PRINTING JFPI
P-Z10001

この印刷製品は、環境に配慮した
資材と工場で製造されています。

印刷工程に係る基準を満たしたグリーンプリンティング認定工場で印刷した印刷物に記載できるマーク。(一般社団法人日本印刷産業連合会)

バタフライロゴ



水なしオフセット印刷で印刷した印刷物に記載できるマーク。(一般社団法人日本WPA)